

【平成30年度】
経済部の事務の執行及び事業の管理についての指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
1 産業政策課			
1.5 株式会社とちぎ産業交流センター			
1.5.3 監査の結果			
1.5.3.1 株式会社とちぎ産業交流センターの管理について			
<p>9億3千万円の累積損失の要因及び今後の対応方針の把握並びに累積損失に対する宇都宮市としての評価が不十分である。</p> <p>筆頭株主は栃木県（出資比率29.3%）であるが、宇都宮市も栃木県に次ぐ大株主（出資比率23.4%）である。また、副市長が取締役副社長、経済部長が取締役に就任している。1.4.3.1に記載の公益財団法人に対する出捐（寄付）と異なり、出資であることから、法人の運営方針に積極的に関与すべきである。また、非常勤ではあるものの2名の取締役を派遣しており、法人の運営・維持・継続に対して一定の責任を有する。</p> <p>過去3期間は、それぞれ約20百万円の当期純利益を計上しているが、累積損失の要因及び解消方針について把握し、出資の毀損が生じないよう管理する必要がある。</p>	26	産業政策課	株式会社とちぎ産業交流センターは、令和元年6月の株主総会の議決を経て、10月1日付で資本金を無償減資し、その剰余金で累積損失を解消しました。
2 商工振興課			
2.9 駐車場の管理運営事業			
2.9.4 監査の結果			
2.9.4.1 指定管理者へのモニタリング手続について			
<p>指定管理者に対するモニタリングは「指定管理者制度モニタリングマニュアル（平成22年10月作成（平成28年4月（一部改訂）））（以下、モニタリングマニュアルという。）」に必要最低限、かつ、標準的なモニタリング手続が規定されている。具体的な運用は、施設所管課によって取扱いが異なる。</p> <p>市営駐車場の利用の低下は、過去からの課題であり、指定管理者が「事業計画書」で掲げている施策について、モニタリングを実施する上で、特に注視すべき項目であると言える。</p> <p>従って、「事業計画書」の施策の進捗状況について、指定管理者が作成した「事業計画書に対する自己評価」の入手と口頭での確認等にとどまらず、施設所管課としてあるべき指標等を設定し、実効性のあるモニタリングを実施することが望まれる。つまり、施設ごとの課題に応じた弾力的なモニタリングが必要と考える。</p>	69	行政改革課 商工振興課	駐車場の管理運営事業に係る指定管理者へのモニタリング手続につきましては、指摘を踏まえまして、事業計画書で掲げている自主事業の進捗状況等のモニタリングが、月次報告の際などに行えるよう、提案事業の売上についての提出書類を追加いたしました。
3 観光交流課			
3.2 宇都宮観光コンベンション協会補助事業			
3.2.5 監査の結果			
3.2.5.1 退職金の積立不足			
<p>観光コンベンション協会プロパー職員の退職に備えて積立している退職金特別積立金が不足している。</p> <p>平成30年度に職員Aの退職に伴い退職金の支給が予定されている。職員Aの退職金については、退職手当積立金を充当せず、全額、補助金により賄う予算措置をとっている。また、平成31年度に職員Bが退職予定であり、退職金の財源確保という課題が発生する。したがって、退職金が規程に準拠して支給できるように、年度末の要支給額を充足する額を積み立てるなど計画的な積立てを検討すべきと考える。</p>	106	行政改革課 観光交流課	指摘を踏まえまして、令和元年度予算から退職金特別積立金不足分を計上するとともに、今後は、当該年度末に退職する職員（自己都合退職含む）の退職金を毎年度算定し、必要な額の積み立てを行うことと致します。
3.2.5.2 観光コンベンション協会の予算編成と執行管理上の改善			
<p>観光コンベンション協会は、予算の編成及び執行管理において、使途別分類の観点からも科目区分すべきである。</p> <p>観光コンベンション協会は、事業別に科目を設定し、予算の編成・執行管理を行っている。しかし、説明科目が付されておらず、使途別分類（予算をどのように使用するか）で区分されていない。</p> <p>有効かつ効率的な予算の編成や執行管理を行うためには、事業別に加えて、使途別分類の観点からの科目区分をすべきである。</p>	106	観光交流課	指摘を踏まえまして、令和元年度からは、予算書において節、細節等による分類を行うこととしました。
3.2.5.3 特別事業積立金及び車両購入積立金の取扱規程の不備			
<p>「3.2.2.8 基金」の特別事業積立金及び車両購入積立金の取扱規程が備えられていない。そのため、当該積立金の目的、取崩しの要件及び手続などの運用取扱いが不明である。積立金の取扱規程を定めて、目的を達成できるように運用取扱いを明確にすべきである。</p>	106	観光交流課	指摘を踏まえまして、「特別事業積立金」及び「車両購入積立金」の取扱を明確にするため、取扱規定を策定いたしました。

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
4 都市魅力創造課			
4.2 3人制バスケットボール国際大会			
4.2.9 監査の結果			
4.2.9.1 予算変更の理由について			
<p>交付金の追加交付に関して、事業予算の変更理由が実態と整合していない。</p> <p>予算変更の実態は、事業費の増加だけでなく、協賛金の不足、すなわち収入減少による予算不足に対する予算措置といえる。交付金を追加交付するための予算変更の理由は、その必要性が生じた実態に整合したものにすべきである。</p>	164	都市魅力創造課	指摘を踏まえまして、今後は、予算の補正など、予算管理にあたってはその理由や原因が分かるよう、決裁文書などに記載してまいります。
4.2.9.2 協賛金に関する責任の明確化			
<p>協賛金は、予算額を目標として宇都宮市とクロススポーツマーケティング㈱が分担して募集する。協賛金の目標金額は、収支予算を作成する段階において、両者の話し合いで設定している。</p> <p>しかし、その目標金額や各自の募集目標について、文書による取決めがなされていない。</p> <p>平成29年度において、クロススポーツマーケティング㈱は、変更予算時に自己負担することとした3,200千円に募集の不足分2,982千円及び事業費増加分257千円を加算して自己負担実績額6,439千円を支出している。宇都宮市は、協賛金について募集額を確定額としているが、実質的に交付金を増額して補っている。（「4.2.9.1 予算変更の理由について（指摘）」参照）</p> <p>協賛金は、事業費の市負担額を決める重要な要素であるため、その取決めについては契約書などの文書により責任を明確にしておくべきである。</p>	164	都市魅力創造課	協賛金の目標金額等について責任を明確にするため、クロススポーツマーケティング（株）と確認書を取り交わしました。
4.2.9.3 業務分担に関する責任の明確化			
<p>実行委員会は、宇都宮市とクロススポーツマーケティング㈱が、共同事務局業務を行っている。</p> <p>平成28年度及び平成29年度は、業務分担に関する文書を取り交わしていなかった。事業を継続していく中で、経験のある担当者の異動や業務運営の変更によって、業務分担が曖昧になる可能性が考えられる。そのため、覚書等を締結し、互いの役割と責任の所在を明確にすべきである。</p>	164	都市魅力創造課	業務分担の責任を明確化するため、平成30年度は、クロススポーツマーケティング㈱と確認書を締結いたしました。今後も、業務内容の変更等に合わせ、確認書の内容を実態に則して見直してまいります。
4.3 公益財団法人大谷地域整備公社運営費補助			
4.3.7 監査の結果			
4.3.7.1 市補助金の算定における不備			
<p>（公財）大谷地域整備公社は、補助金等の交付申請時に、事業計画書及び収支予算書を提出している。その中の「補助事業（公社の管理運営等）に要する費用配分」で、市補助金で負担する金額が算定されている。</p> <p>しかし、市において、算定式による検証手続の記録が残されていないため、客観的な検証が行われているか確認できなかった。補助金の申請時及び実績報告において、市補助金の算定過程を文書化するなど客観的な検証や明瞭な説明ができるように改善し、検証可能性を確保すべきである。</p>	168	大谷振興室	指摘を踏まえまして、当該補助金の交付決定等にあたって市補助金の算定過程を示した文書を添付しました。今後も補助金算定過程が明確となるよう対応してまいります。
6 農林生産流通課			
6.1 うつのみやアグリネットワーク推進事業			
6.1.5 監査の結果			
6.1.5.1 うつのみやアグリネットワーク運営委員会に対する補助金の負担割合			
<p>うつのみやアグリネットワーク運営委員会に対する補助金は、宇都宮市、宇都宮農業協同組合、宇都宮商工会議所の3者により負担されている。その負担割合は、アグリビジネス創出促進費については、宇都宮市が100%、これ以外の事業費については、おおむね宇都宮市50%、宇都宮農業協同組合30%、宇都宮商工会議所20%となっており、例年、事業費の予算案を事前に示し、協議の上、決定されている。</p> <p>しかしながら、この負担割合については、何も根拠となるものがなく、また毎年の負担割合を決める協議内容を記録した文書等が作られていない。</p> <p>負担割合について合理的な基準を定め、これを文書等で保管し、また毎年の協議内容についても文書として保管することが、適正な補助金の交付のために必要である。</p>	205	農林生産流通課	指摘を踏まえまして、宇都宮農業協同組合・商工会議所等と負担割合について、「農業振興の観点から公益性が高いことから、事業費（アグリビジネス創出促進支援事業以外）の負担割合につきまして市が1/2を負担し、宇都宮農業協同組合と商工会議所でさらに1/2ずつ負担するという考え方」の整理及び記録の保管について確認をしました。今後は上記の基本的な考え方を原則として、毎年の負担額について協議を行い記録してまいります。

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
<p>6.1.5.3 うつのみやアグリネットワーク推進事業の成果目標の設定について</p> <p>うつのみやアグリネットワーク推進事業の目的は、新規創造に対する意欲的な挑戦の促進、新商品の創出に向けた研究開発等の支援、新たな商品、販路、地域ブランド等の創出を図ることである。この目的のもと、うつのみやアグリネットワークに対し、うつのみやアグリネットワーク推進事業補助金が交付されている。</p> <p>市では、「会員数の推移」や「商品化・商品販売の状況」、「うつのみや産青果物の国内市場取扱金額」を成果の指標として把握している。しかしながら、「会員数の推移」「商品化・商品販売の状況」については目標値が設定されていない。また「うつのみや産青果物の国内市場取扱金額」については、アグリネットワーク推進事業の目的から考えると、この指標では新たな商品、販路、地域ブランド等の創出について把握できておらず、成果が測定できていないといえない。</p> <p>会員数や採択件数の目標数値や新商品の創出に関する新たな指標を設定し、補助金交付後も継続的にフォローを行い、その達成状況を評価し、補助金の効果を測定するべきである。</p>	205	農林生産流通課	指摘を踏まえまして、今年度4月に開催した総会において目標値を設定しました。今後は目標値に対する達成状況を評価し、補助金の効果を測定してまいります。
<p>6.2 うつのみや農産物ブランド推進事業</p> <p>6.2.5 監査の結果</p> <p>6.2.5.1 うつのみや農産物ブランド推進協議会に対する補助金の負担割合</p> <p>うつのみや農産物ブランド推進協議会に対する補助金は宇都宮市、負担金は下野市と上三川町、助成金は宇都宮農業協同組合が負担している。その負担割合は、市外向け及び市内向け事業費については、おおむね宇都宮市80%、宇都宮農業協同組合20%、下野市と上三川町は各々5万円、これ以外の事業費については、宇都宮市100%を負担している。</p> <p>しかしながら、この負担割合については、何も根拠となるものがなく、また毎年の負担割合を決める協議内容を記録した文書等が作られていない。</p> <p>負担割合について合理的な基準を定め、これを文書等で保管し、また毎年の協議内容についても文書として保管することが、適正な補助金の交付のために必要である。</p>	211	農林生産流通課	指摘を踏まえまして、宇都宮農業協同組合と負担割合について、「農業振興の観点から公益性が高いことから、市が1/2を負担し、残りは農産物の販売促進の要素もあることから、宇都宮農業協同組合を販売先とする割合（農林業センサスなどから約5～6割程度）を基礎に宇都宮農業協同組合が1/2、市が1/2とし、合計として市3：宇都宮農業協同組合1を考え方の基本とし、事業の内容、性格や実施主体などを総合的に判断し、実際の負担額を調整することとしました。また、政策課題の解決に向けた研究等関する事業につきましては、全額市の負担に担とする。」という考え方の整理及び記録の保管について確認をしました。今後は上記の基本的な考え方を原則として、毎年の負担額について協議を行い記録してまいります。
<p>6.2.5.3 うつのみや農産物ブランド推進事業の成果目標の設定について</p> <p>うつのみや農産物ブランド推進事業の目的は、宇都宮農業協同組合管内で生産される農産物の消費拡大と宇都宮産農産物のブランド力の向上である。この目的のもと、うつのみや農産物ブランド推進協議会の円滑な事業運営のために、うつのみや農産物ブランド推進事業補助金が交付されている。</p> <p>しかしながら、市では補助金の交付の効果について、「うつのみや産青果物の国内市場取扱金額」を指標にしているのみであり、この指標では農産物ごとの販売実績を把握できず、成果が測定できていないといえない。</p> <p>補助金交付の効果を適切に把握するため、できる範囲で推進品目ごとに利用可能なデータに基づいた目標値を設定し、補助金交付後も継続的にフォローを行い、その達成状況を評価し、補助金の効果を測定するべきである。</p>	212	農林生産流通課	指摘を踏まえまして、今年度4月に開催した総会において目標値を設定しました。今後は目標値に対する達成状況を評価し、補助金の効果を測定してまいります。
<p>6.3 農産物輸出促進支援事業</p> <p>6.3.5 監査の結果</p> <p>6.3.5.2 農産物輸出促進支援事業の成果目標の設定について</p> <p>農産物輸出促進支援事業の目的は、宇都宮産農産物の海外への新たな販路拡大を支援することにより、農業者所得の安定を図ることである。この目的のもと、うつのみや農産物ブランド推進協議会の円滑な事業運営のために、宇都宮産農産物輸出促進支援事業補助金が交付されている。</p> <p>しかしながら、市では補助金の交付の効果について、「うつのみや産青果物の国内市場取扱金額」を指標にしているのみであり、この指標では海外への販路拡大と農業者所得の安定について把握することができず、効果が測定できていないといえない。</p> <p>農産物輸出促進支援事業については、試験的な取組にとどまっておらず、目標値を設定できる段階ではないこと、輸出額については、市単独での把握が困難であるとのことだが、将来的な視点から宇都宮産農産物の輸出版売金額等を把握できるデータを収集し、補助金交付後も継続的にフォローを行い、その達成状況を評価し、補助金の効果を測定するべきである。</p>	216	農林生産流通課	日本貿易振興機構等へのセミナーへの参加者など、輸出等販路拡大に意欲のある生産者の人数等を指標とし、事業の評価に繋げてまいります。

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
6.4 地産地消推進事業			
6.4.5 監査の結果			
6.4.5.1 宇都宮市地産地消推進会議に対する交付金の負担割合			
<p>宇都宮市地産地消推進会議に対する交付金は宇都宮市、助成金は宇都宮農業協同組合が負担している。その負担割合は、総事業費に対して、おおむね宇都宮市が80%、宇都宮農業協同組合20%となっており、例年、事業費の予算案を事前に示し、協議の上、決定されている。</p> <p>しかしながら、この負担割合については、何も根拠となるものがなく、また毎年の負担割合を決める協議内容を記録した文書等が作られていない。</p> <p>負担割合について合理的な基準を定め、これを文書等で保管し、また毎年の協議内容についても文書として保管することが、適正な交付金の交付のために必要である。</p>	222	農林生産流通課	<p>指摘を踏まえまして、宇都宮農業協同組合と負担割合について、「農業振興の観点上公益性が高いことから、市が1/2を負担し、残りは農産物の販売促進の要素もあることから、宇都宮農業協同組合を販売先とする割合（農林業センサスなどから約5～6割程度）を基礎に宇都宮農業協同組合が1/2、市が1/2とし、合計として市3：宇都宮農業協同組合1」という考え方の整理及び記録の保管について確認をしました。今後は上記の基本的な考え方を原則として、毎年の負担額について協議を行い記録してまいります。</p>
6.6 水田農業構造改革事業（農業再生協議会）			
6.6.5 監査の結果			
6.6.5.1 宇都宮市農業再生協議会に対する交付金の負担割合			
<p>宇都宮市農業再生協議会の水田農業構造改革事業は、その費用を宇都宮市、宇都宮農業協同組合が負担している。その負担割合は、事業費については、宇都宮市が4分の3、宇都宮農業協同組合が4分の1、事務費については、宇都宮市が3分の2、宇都宮農業協同組合が3分の1となっており、例年、事業費の予算案を事前に示し、協議の上、決定され、協議内容の記録が保管されている。</p> <p>しかしながら、この負担割合については、何も根拠となるものがなく、過年度の負担割合を継続的に用いている。</p> <p>負担割合は合理的な基準により決められ、合理的な基準を定めた文書等を保管することが、適正な交付金の交付のために必要である。</p>	230	農林生産流通課	<p>本事業の事業費につきましては、農業振興の観点上公益性が高いことから、市の負担を基本として、宇都宮農業協同組合にも受益があることから一定の負担を求め、事務費につきましては、事務にあたる市と宇都宮農業協同組合の人員数により応分の負担を行うことを負担割合の基本的な考えとして整理したところであります。今後は宇都宮農業協同組合と必要に応じて協議を行い、その内容等について記録してまいります。</p>

【平成30年度】
経済部の事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
1 産業政策課			
1.4 公益財団法人栃木県産業振興センター			
1.4.3 監査の結果			
1.4.3.1 出捐金（寄付金）について			
<p>高度技術振興基金11億円のうち2億6千万円は使途の目的を付した宇都宮市からの出捐金（寄付金）である。平成30年3月末の同基金積立資産残高は9億8千9百万円であるが、平成28年度に行われた積立資産の取崩し1億1千万円について使途・目的が把握されていない。</p> <p>公益財団法人栃木県産業振興センターは栃木県の外郭団体であり、主たる管理は栃木県が主体となって行うべき法人である。しかし、使途の目的を付した寄付であること、及び、副市長が評議員に就任していることから、宇都宮市として寄付金の使途や法人運営についての概要を把握し、記録として残すべきである。</p>	24	産業政策課	意見を踏まえまして、公益財団法人栃木県産業振興センターの会議出席やヒアリングにより、内容を把握し、その記録も残しました。
1.6 地域産業活性化支援事業（新産業創出支援事業補助金）			
1.6.3 監査の結果			
1.6.3.1 補助対象経費の判断記録について			
<p>補助対象経費については宇都宮市新産業創出支援事業補助金交付要綱の別表第1に「機械装置・工具器具の購入、製造、改良、据付、借用等に要する経費（汎用性の高いものや量産が目的のものは除く）」と規定されているが、汎用性の高低について検討した記録がない。</p> <p>補助金の交付については公正性が求められることから、対象経費の判断は厳密に行うべきであり、事務機器に該当しないもの、企業の技術・商品にとって中核的な役割をもち、代替性がないものなど、判断の経過を記録として残すべきである。</p>	28	産業政策課	補助対象の判断基準につきましては、内規に基づき、統一しています。また令和元年度の募集から、内規の内容を募集要領に明示するとともに、経過の記録を残すこととしました。
1.6.3.2 補助限度額について			
<p>宇都宮市新産業創出支援事業補助金交付要綱第5条第2項において「1事業につき200万円を限度とする」と規定されている。また、交付要綱に明示はされていないが、「同一テーマについてフェーズⅠ・フェーズⅡそれぞれ補助金の交付対象とする」ことが事務概要上に記載されている。</p> <p>一方で補助金の上限額がフェーズⅠとフェーズⅡで合算されるのか否かについては、明示されていない。同一テーマのフェーズⅠ・フェーズⅡの補助金額が合算で200万円を超えている案件があることから判断基準を明確にすべきである。</p>	28	産業政策課	1事業当りの上限額はフェーズⅠ、フェーズⅡのそれぞれで200万円としており、統一して対応しています。また、令和元年度の募集から、それを明示するよう、実施要綱を見直しました。
1.6.3.3 周知方法について			
<p>各支援機関やメディアへのチラシの送付・投げ込み、ホームページへの補助金概要の掲載など当該補助金の周知を図っているが、年間応募が5件程度で推移しており、同一企業の利用も目立つ状況である。</p> <p>金融機関から対象となる融資先への周知を徹底してもらうなど、より多くの企業に利用してもらえるよう更なる周知方法の工夫が求められる。</p>	29	産業政策課	市ホームページによる周知のほか、県、産業振興センターなどの関係機関や金融機関のネットワーク、大学などの学術機関にも協力を要請したほか、新たにメーリングリストを活用した企業への情報発信の仕組みを構築するなど、周知方法の拡大を図りました。令和元年度の募集につきましては、4件の新規を含む7件の応募企業がありました。
1.8 起業家創出事業（起業家養成事業）			
1.8.2 監査の結果			
1.8.3.1 起業家養成講座運営等業務委託			
<p>平成25年度に指名型プロポーザル（3社応札）、平成27年度に指名競争入札（2社応札）を行っているが、平成28年度以降は平成27年度落札者との随意契約となっている。</p> <p>講座を実施する大学との連携など一定のノウハウは認められるが、同一業者との随意契約が3年間継続しており、一定期間経過後には入札を実施することについて検討すべきである。</p>	33	契約課 産業政策課	平成28年度の入札時に市内事業者へ当該業務の履行可能性を確認したところ、1社のみ可能であったことから、随意契約としていましたが、令和元年度の入札につきましては、事業者を広く募集するため、「公募型プロポーザル」を実施いたしました。2社応募があり、審査の結果、市内事業者と契約を締結しました。
1.10 企業立地の促進			
1.10.3 監査の結果			
1.10.3.1 企業立地・定着促進拡大再投資補助金に関する訪問記録について			
<p>1.10.1.3 (2) ① (ホ) 及び1.10.1.3 (2) ② (ホ) に記載のとおり、企業立地・定着促進拡大再投資補助金の交付条件には、「補助金の交付決定日から5年以上操業すること」が規定されている。</p> <p>宇都宮市は、過去5年間の補助対象企業に対して、補助金交付決定後の一定期間経過後に操業状況の確認を行っている。しかし、訪問記録である「企業誘致関係記録書」において、対象企業の操業状況については記録されているものの、補助金の交付対象設備の操業状況であるかは不明確であり、補助金対象の設備の操業状況について、明確に記録すべきである。</p>	38	産業政策課	補助金交付後に企業訪問を行い、補助金対象設備の稼働状況を含めて企業の操業状況を確認しています。指摘を踏まえまして、記録について平成31年2月から「企業誘致関係記録書」に明確に記載することといたしました。

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
1.11 起業家育成支援施設整備事業			
1.11.3 監査の結果			
1.11.3.1 耐震性について			
<p>購入時に耐震性を確認した記録を残していない。</p> <p>担当者によると、売主である栃木県が平成22年に耐震診断を実施しており、耐震性を満たしていることを口頭により確認しているとのことである。しかし、平成23年3月の東日本大震災以降、公共施設の耐震性に対する重要性は増している。第三者に貸与する公共施設であることから、耐震性について公式に文章等で確認し、記録として残しておくことが望ましかったと考える。</p>	40	産業政策課	意見を踏まえまして、所有者である栃木県から文書入手し、保存することとしました。
4 都市魅力創造課			
4.2 3人制バスケットボール国際大会			
4.2.9 監査の結果			
4.2.9.4 総事業費の負担と上限の明確化			
<p>事業費負担の取決めについて、宇都宮市、クロススポーツマーケティング㈱及びFIBAの間で文書化し明確にすべきである。</p> <p>宇都宮市は、事業費が予算を超過しないように、実行委員会の事務局である宇都宮市とクロススポーツマーケティング㈱で執行状況の進捗管理を行っている。しかし、予算を超える事業費が発生した場合に、宇都宮市が負担すべきものかどうか、また、その支出額の上限について明確になっていない。</p> <p>事業を継続するに当たって、収入減少や支出増加が生じた場合に事業費をどのように確保し、関係者間でどのように負担していくか明確にすべきである。また、契約書など文書化すべきと考えられる。</p>	165	都市魅力創造課	協賛金の目標金額等について責任を明確にするため、クロススポーツマーケティング(株)と確認書を取り交わしました。
4.2.9.5 収支予算と収支決算の整合性について			
<p>収支予算書では「負担金」という項目はない。しかし、収支決算書において、「負担金」が予算額3,200,000円及び決算額6,439,006円と記載されている。</p> <p>収支予算の段階は協賛金としている項目を収支決算において別項目で表記することは、協賛金の予算実績が明瞭にならず、収支決算書の利用者に誤解を与える可能性がある。収支予算と決算の書類が整合するよう記載すべきであるとする。</p>	165	都市魅力創造課	決算で想定される費目については、予算と決算が整合するよう、予算編成の段階で費目を設定いたしました。
5 農業企画課			
5.3 担い手・農地調整グループの主な事業			
5.3.4 施策指標			
5.3.4.3 施策指標設定の妥当性			
<p>第6次宇都宮市総合計画では、平成34年度の単年度目標値を772経営体と設定し、前計画の最終年度の目標値を下回る数値を5年後の目標値として設定している。</p> <p>市内の農家戸数が平成22年の6,141戸から平成27年5,218戸に減少したにもかかわらず、平成24年3月に660経営体だった認定農業者数は、平成29年10月には762経営体に増加している。このため、5年間で10経営体の増加とする施策目標の設定はその妥当性に疑問が残る。</p>	181	農業企画課	認定農業者数の目標値につきましては、第6次宇都宮市総合計画の個別計画であり、昨年度末に改定した「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」におきまして、2023年度の目標値を900経営体といたしました。
5.3.8 環境保全型農業直接支払			
5.3.8.4 行政評価について			
<p>上位施策の進捗状況が目標値に対して大幅未達成である状況で、事業の進捗度合いを客観的に評価できる指標を設定していない個別事業を「計画どおり」と評価すること適切ではないと考えられる。</p> <p>評価に際しては、環境保全型支払対象となる施策実施面積などといった個別事業の進捗状況を客観的に評価できる指標を設定する必要があると考えられる。</p>	192	政策審議室 農業企画課	行政評価における施策指標につきましては、「宇都宮市総合計画」の施策指標を設定しており、環境保全活動推進施策の方向性が個人の取組から地域ぐるみの取組に移ってきたことを踏まえ、昨年度末策定した「第6次宇都宮市総合計画」における「環境と調和した農林業の推進」の施策指標として、地域ぐるみの面的な広がりが客観的に評価できる「市内農地における環境保全活動カバー率」を設定しています。

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
6 農林生産流通課			
6.1 うつのみやアグリネットワーク推進事業			
6.1.5 監査の結果			
6.1.5.2 うつのみやアグリネットワーク推進事業補助金の対象経費			
<p>うつのみやアグリネットワークに対する補助金は、「うつのみやアグリネットワーク推進事業補助金交付要綱」に基づき交付されているが、補助対象経費は、「農資源を活用した新商品・サービスの創出事業の実施に要する経費の一部」としか記載されていない。</p> <p>補助金対象経費かどうかの判断は、宇都宮市が事務局として、経費の支払いの度に行っており、過年度の経費等が参考にされている。このやり方では、事務局の担当者により対象経費と判断された場合、同じ性質の経費の支払いが対象経費として継続的に計上されてしまう可能性がある。担当者の判断に依拠しないよう内容要件等を定め、交付要綱やマニュアル等に記載することは、適正な補助金を交付するために重要であると考ええる。</p> <p>したがって、補助金対象経費が明確になるよう、具体的な基準を交付要綱やマニュアル等に記載することを検討すべきである。</p>	205	農林生産流通課	指摘を踏まえまして、「補助金執行の基準」を作成し、令和元年10月から当該基準をもとに支出を行っております。
6.2 うつのみや農産物ブランド推進事業			
6.2.5 監査の結果			
6.2.5.2 うつのみや農産物ブランド推進事業補助金の対象費用			
<p>うつのみや農産物ブランド推進協議会に対する補助金は、「うつのみや農産物ブランド推進事業補助金交付要綱」に基づき交付されているが、補助対象費用は、「地場農産物のブランド力向上を図る事業に要する費用の一部」としか記載されていない。</p> <p>補助金対象費用かどうかの判断は、宇都宮市が事務局として、費用の支払いの度に行っており、過年度の費用等が参考にされている。このやり方では、事務局の担当者により対象費用と判断された場合、同じ性質の費用の支払いが対象費用として継続的に計上されてしまう可能性がある。担当者の判断に依拠しないよう内容要件等を定め、交付要綱やマニュアル等に記載することは、適正な補助金を交付するために重要であると考ええる。</p> <p>したがって、補助金対象費用が明確になるよう、具体的な基準を交付要綱やマニュアル等に記載することを検討すべきである。</p>	212	農林生産流通課	指摘を踏まえまして、「補助金執行の基準」を作成し、令和元年10月から当該基準をもとに支出を行っております。
6.3 農産物輸出促進支援事業			
6.3.5 監査の結果			
6.3.5.1 宇都宮産農作物輸出促進支援事業補助金の対象費用			
<p>うつのみや農産物ブランド推進協議会に対する補助金は、「農産物輸出促進支援事業補助金交付要綱」に基づき交付されているが、補助対象費用は、「宇都宮産農作物の海外への新たな販路拡大に意欲のある生産者等を支援する事業に要する費用の一部」としか記載されていない。</p> <p>補助金対象費用かどうかの判断は、宇都宮市が事務局として、費用の支払いの度に行っており、過年度の費用等が参考にされている。このやり方では、事務局の担当者により対象費用と判断された場合、同じ性質の費用の支払いが対象費用として継続的に計上されてしまう可能性がある。担当者の判断に依拠しないよう内容要件等を定め、交付要綱やマニュアル等に記載することは、適正な補助金を交付するために重要であると考ええる。</p> <p>したがって、補助金対象費用が明確になるよう、具体的な基準を交付要綱やマニュアル等に記載することを検討すべきである。</p>	216	農林生産流通課	指摘を踏まえまして、「補助金執行の基準」を作成し、令和元年10月から当該基準をもとに支出を行っております。
6.4 地産地消推進事業			
6.4.5 監査の結果			
6.4.5.2 宇都宮市地産地消推進事業交付金の対象費用			
<p>宇都宮市地産地消推進会議に対する交付金は、「宇都宮市地産地消推進事業交付金交付要綱」に基づき交付されているが、交付金対象費用は、「地産地消の普及啓発や地場農産物の利用促進を図る事業に要する費用の一部」としか記載されていない。</p> <p>交付金対象費用かどうかの判断は、宇都宮市が事務局として、費用の支払いの度に行っており、過年度の費用等が参考にされている。このやり方では、事務局の担当者により対象費用と判断された場合、同じ性質の費用の支払いが対象費用として継続的に計上されてしまう可能性がある。担当者の判断に依拠しないよう内容要件等を定め、交付要綱やマニュアル等に記載することは、適正な補助金を交付するために重要であると考ええる。</p> <p>したがって、交付金対象費用が明確になるよう、具体的な基準を交付要綱やマニュアル等に記載することを検討すべきである。</p>	222	農林生産流通課	指摘を踏まえまして、「補助金執行の基準」を作成し、令和元年10月から当該基準をもとに支出を行っております。